

# 令和8・9年度 格付基準表

別紙 1

令和8・9年度

(令和8年7月1日から令和10年6月30日まで)

※前回の格付基準から変更ありません。

## 土木一式工事

級	総評定点又は期間及び特別評定事項の基準
A1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総評定点が 900 点以上であること。</li> <li>・資本金が 4,000 万円以上の法人であること。</li> <li>・特定建設業の許可を有していること。</li> <li>・1級技術者 3 名以上を含む技術職員が 7 名以上いること。</li> <li>・天理市内に本社、本店を有すること。</li> </ul>
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総評定点が 800 点以上であること。</li> <li>・資本金が 3,000 万円以上の法人であること。</li> <li>・特定建設業の許可を有していること。</li> <li>・1級技術者 2 名以上を含む技術職員が 3 名以上いること。</li> <li>・天理市内に本社、本店を有すること。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総評定点が 700 点以上であること。</li> <li>・2級技術者 1 名以上を含む技術職員が 2 名以上いること。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総評定点が 600 点以上であること。</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規受付から 1 年が経過したものであること。</li> </ul>

## 建築一式工事

級	総評定点又は期間及び特別評定事項の基準
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総評定点が 800 点以上であること。</li> <li>・資本金が 3,000 万円以上の法人であること。</li> <li>・特定建設業の許可を有していること。</li> <li>・1級技術者 2 名以上を含む技術職員が 3 名以上いること。</li> <li>・天理市内に本社、本店を有すること。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総評定点が 700 点以上であること。</li> <li>・2級技術者 1 名以上を含む技術職員が 2 名以上いること。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総評定点が 600 点以上であること。</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規受付から 1 年が経過したものであること。</li> </ul>

## 管工事

級	総評定点又は期間及び特別評定事項の基準
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総評定点が 750 点以上であること。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規受付から 1 年が経過したものであること。</li> </ul>

## 舗装工事

級	総評定点又は期間及び特別評定事項の基準
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総評定点が 800 点以上であること。</li> <li>・資本金が 4,000 万円以上の法人であること。</li> <li>・特定建設業の許可を有していること。</li> <li>・1級技術者 2 名以上を含む技術職員が 5 名以上いること。</li> <li>・天理市内に本社、本店を有すること。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総評定点が 700 点以上であること。</li> <li>・資本金が 2,000 万円以上の法人であること。</li> <li>・2級技術者 1 名以上を含む技術職員が 2 名以上いること。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規受付から 1 年が経過したものであること。</li> </ul>

## その他工事

<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規受付から 1 年が経過したものであること。</li> </ul>
--

※ 格付は、総評定点又は期間及び特別評定事項により行う。

※ 上記表中の技術者とは経営事項審査結果通知の各工種における技術職員数をもって確認する。